

国民健康保険のお知らせ

問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎05 1771)

8月1日(土)から使用できる国民健康保険の新しい『資格確認書』(緑色)か『資格情報のお知らせ』を送付します

現在お持ちの『資格確認書』と『資格情報のお知らせ』の有効期限は**7月31日(金)**です。

従来の紙の保険証は令和6年12月に廃止しましたので、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)をお持ちでない方には『資格確認書』(従来の紙の保険証に代わるもの)を、マイナ保険証をお持ちの方には『資格情報のお知らせ』を7月末までに届くよう世帯ごとに郵送します。

資格確認書交付対象者がいる世帯には特定記録郵便で、資格情報のお知らせ交付対象者のみの世帯には普通郵便で送付します。

※有効期限の記載がない資格情報のお知らせをお持ちの方は、8月1日(土)以降も使用できます。新たな資格情報のお知らせは送付しませんので、現在お手元にあるものをご使用ください。

『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は7月31日(金)です

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、『限度額適用認定証』か『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払い額が自己負担限度額までとなります。8月1日(土)以降に認定証が必要な方は更新手続きが必要ですので、国民健康保険グループか各支所で申請してください。

※7月1日(水)から事前申請を受け付けています。国民健康保険グループ(市役所4番窓口)での交付は7月24日(金)以降の予定です。

※マイナ保険証を利用するときは、認定証の事前申請は不要です。なお、住民税非課税世帯の方で過去1年の入院日数が91日以上ある方は、手続きが必要です。

◎対象(国民健康保険に加入している方)

- 70歳未満の方
- 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方か『現役並み所得者Ⅰ』『現役並み所得者Ⅱ』に該当する方
- ※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。

◎手続きに必要なもの

- 資格確認書か資格情報のお知らせ
- マイナンバー(個人番号)が分かる書類
- 委任状(別世帯の方が申請するときのみ)
- ※令和7年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませてから、申告書の控えをご持参ください。
- ※各認定証は、申請した月の1日から有効になります。

資格確認書…マイナンバーカードをお持ちでない方・マイナ保険証の利用登録がない方に交付する従来の保険証に代わるもの

資格情報のお知らせ…マイナ保険証をお持ちの方に対応するもので、マイナ保険証での受診に対応していない医療機関の受診やカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証が利用できないときにマイナ保険証と併せて提示するもの
※資格情報のお知らせのみで受診することはできません。

※高齢者や障がいのある方などマイナ保険証による受診が困難な方(要配慮者)は、マイナ保険証をお持ちであっても、申請により資格確認書を交付できます。

◆70歳未満の方の自己負担限度額(令和8年8月～)

| 区分 | 所得区分※1 | 自己負担限度額(月額) |
|----|-------------------|---|
| ア | 901万円超 | 27万300円+(総医療費-90万1,000円)×1割 【多数回 14万100円※2】 |
| イ | 600万円超 901万円以下 | 17万9,100円+(総医療費-59万7,000円)×1割 【多数回 9万3,000円※2】 |
| ウ | 210万円超 600万円以下 | 8万5,800円+(総医療費-28万6,000円)×1割 【多数回 4万4,400円※2】 |
| エ | 210万円以下 | 6万1,500円 【多数回 4万4,400円※2】 |
| オ | 住民税非課税 | 3万6,900円 【多数回 2万4,600円※2】 |

◆70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(令和8年8月～)

| 区分 | 所得区分※3 | 自己負担限度額(月額) | |
|----------|-----------------|---|-----------------------------|
| | | 外来(個人) | 外来+入院(世帯単位) |
| 現役並み所得者Ⅲ | 課税所得 690万円以上 | 27万300円+(総医療費-90万1,000円)×1割 【多数回 14万100円※2】 | |
| 現役並み所得者Ⅱ | 課税所得 380万円以上 | 17万9,100円+(総医療費-59万7,000円)×1割 【多数回 9万3,000円※2】 | |
| 現役並み所得者Ⅰ | 課税所得 145万円以上 | 8万5,800円+(総医療費-28万6,000円)×1割 【多数回 4万4,400円※2】 | |
| 一般 | 課税所得 145万円未満 | 2万2,000円【年間 21万6,000円】 | 6万1,500円【多数回 4万4,400円※2】 |
| 低所得者Ⅱ | 住民税非課税 | 1万1,000円【年間 9万6,000円】 | 2万5,700円【多数回 2万4,600円※2】 |
| 低所得者Ⅰ | | 8,000円 | 1万5,700円 |

※1 70歳未満の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから43万円を差し引いた金額を世帯で合算したものです。

※2 過去12カ月以内に限度額を超えたことにより高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目から『多数回』の該当となり、自己負担限度額が下がります。

※3 70歳以上75歳未満の課税所得とは、住民税の課税所得です。